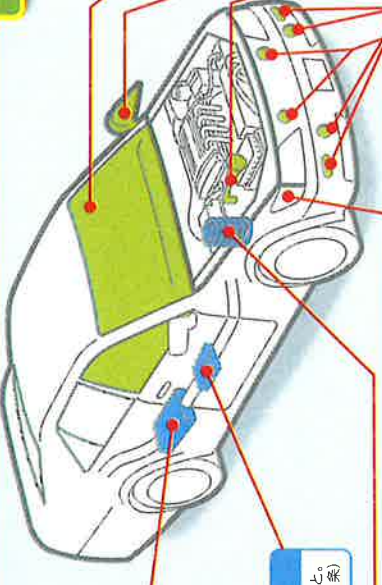


不正改造等の主な事例

クルマのチェックを忘れずに!

乗用車



消音器
 ○自然燃焼を駆動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならぬ。
 (道路運送車両の保安基準第30条)

駆動装置
 ○駆動等が取り外されていないこと。
 (道路運送車両の保安基準第31条)

サスペンション
 ○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。
 (道路運送車両の保安基準第14条)

車体灯
 ○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は黄色であっても、全ての車種が同一色でよい。
 (道路運送車両の保安基準第34条)

基準外のウィンク
 ○側方への形状を有していないこと。
 ○陸奥に取り付けられていること。
 ○細い突起がないこと。
 ○その付近の屋外照、照後壁とならないこと。等
 (道路運送車両の保安基準第16条)

番号灯
 ○白色であること。
 (道路運送車両の保安基準第40条)

尾灯
 ○赤色であること。
 (道路運送車両の保安基準第37条)

方向指示器
 ○橙色であること。
 ○点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。(道路運送車両の保安基準第41条)

後部反射器
 ○赤色であること。
 (道路運送車両の保安基準第38条)

消音器
 ○内陸側を駆動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならぬ。
 (道路運送車両の保安基準第30条)

駆動装置
 ○駆動等が取り外されていないこと。
 (道路運送車両の保安基準第31条)

乗用車・貨物車共通

シートベルトリミッターの不正確
 ○運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に知らせる装置(シートベルトリミッター)による警告表示等を、機能を用いて不正に解除すること。

前面ガラス、運転者及び助手席の窓ガラス
 ○指定以外のステッカー一貼付は不可。
 ○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のもの不可。
 (道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー
 ○鏡柄は突起がないこと。
 ○走行姿勢に傾斜した場合には、運転者視認できる構造であること。
 (道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警告音
 ○音が自動的に断続するものは不可。
 ○音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができないもの不可。
 (道路運送車両の保安基準第43条)

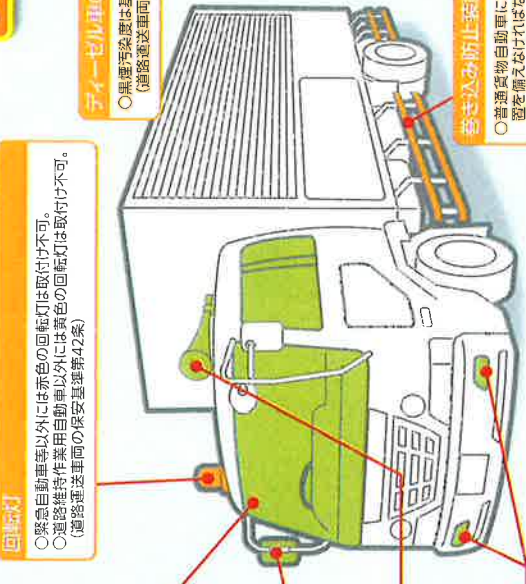
前照灯
 ○白色又は淡黄色であること。○同時に2個以上点灯しないこと。
 (道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(サイドライト)
 ○赤色でないこと。○明るさ00cd以下であること。○点滅しないこと。
 (道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ
 ○回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
 (道路運送車両の保安基準第18条)

直動型方向指示器
 ○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる状態を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第44条)

貨物車

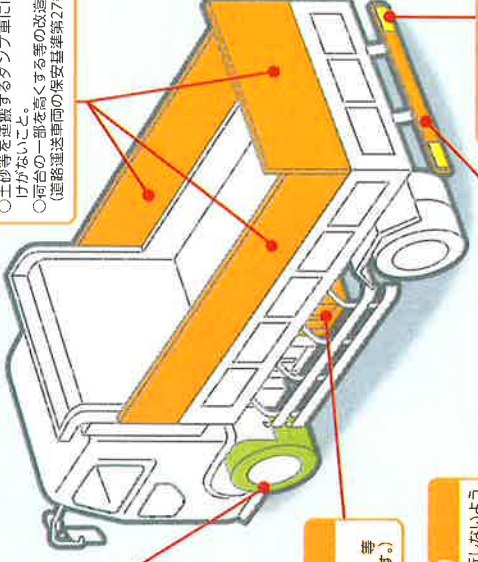


回転灯
 ○緊急自動車以外には赤色の回転灯は取り付け不可。
 ○遠路運送車両用自動車以外には黄色の回転灯は取り付け不可。
 (道路運送車両の保安基準第42条)

ディーゼル車の原動機
 ○黒煙汚染度は基準内であること。
 (道路運送車両の保安基準第31条)

巻き込み防止装置
 ○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

タンク(圧砂等運搬)
 ○土砂等を運搬するタンク車には、さし枠の取り付けがないこと。
 ○河台の一部を高くする等の改造がないこと。
 (道路運送車両の保安基準第27条)



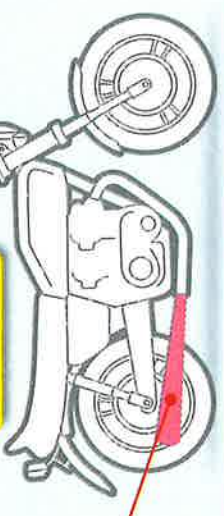
突入防止装置
 ○自動車の後面には、突入防止装置を備えること。
 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

大型後部反射器
 ○貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第38条の2)

不正な二次塗装
 ○新塗装塗料後に燃料タンクの増設。
 ○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等
 (補修等変更検査の手続きがあります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)
 ○自動車は90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制動を白濁に行えるものであること。
 ○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。
 (道路運送車両の保安基準第8条)

二輪車



消音器
 ○内陸側を駆動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならぬ。
 (道路運送車両の保安基準第30条)

駆動装置
 ○駆動等が取り外されていないこと。
 (道路運送車両の保安基準第31条)

大丈夫ですか? あなたのクルマ

不正改造は犯罪です!